

# 市立札幌病院「がん患者団体用」会議室利用要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市立札幌病院が、がん患者さん相互の交流、情報交換、学習等を支援する目的のため、がん患者団体に院内の会議室等施設の一部を提供するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (利用施設及び管理)

第2条 市立札幌病院が共同利用可能と認めた会議室、精神医療センター会議室、講堂等（以下会議室とする）を調整可能な範囲で提供する。なお、利用にあたっての管理は地域連携センターがこれにあたる。

## (利用対象者)

第3条 会議室を利用できるものは、次のとおりとする。なお、公共の施設であることから、営利目的、政治・宗教的目的では利用できないものとする。

- (1) 当院が承認した患者支援活動をしている患者団体
- (2) その他市立札幌病院院長が特に許可した者

## (利用時間)

第4条 会議室の利用時間は、平日・土日9時～16時までとする。

## (利用申請及び利用決定通知)

第5条 利用申請については、つぎのとおりとする。

- (1) 利用者は、原則として利用予定日の7日前までに地域連携センター がん相談情報室に電話にて申し込みを行い、空室があり利用可能な場合に院長へ、がん患者団体用市立札幌病院会議室利用申請書（様式1）を提出する。
- (2) 院長は、申請内容を確認し許可した場合、地域連携センターより当該団体へ会議室利用決定通知書（様式2）にて通知する。
- (3) 利用者は、利用当日来院時に地域連携センターに会議室利用決定通知書（様式2）の原本並びにがん患者団体であることを証するものを提示するものとする。

## (利用料金)

第6条 施設利用に関わる料金（光 熱水費）については、がん患者相互の交流、情報交換、学習などの利用目的を考慮しこれを徴収しない。

(施設利用)

第7条 施設利用にあたっては、この要綱で定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 火災予防のため火気使用はできないこと
- (2) 室内の備品などの持ち出しは禁ずる
- (3) 備品などの持ち込みはあらかじめ許可を受けること
- (4) 宗教や健康食品などの勧誘はしないこと
- (5) 金銭の貸借はしないこと
- (6) 個人情報を遵守すること

附則

この要綱は平成26年2月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年6月1日から施行する。